

# 附 則

# 附 則

## 1 この供給条件の実施期日

この供給条件は、平成28年4月1日から実施いたします。

## 2 需要場所についての特別措置

### (1) 適 用

イ 8（需要場所）(1)に定める1構内または8（需要場所）(1)イに定める1建物（以下「原需要場所」といいます。）において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、8（需要場所）にかかわらず、当分の間、1原需要場所につき、ロ(イ)または(ロ)それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。ただし、電気事業法施行規則附則第17条第2項に定める2のサービスエリア等からなる原需要場所において、当該それぞれのサービスエリア等に特例区域等がある場合で、ロ(イ)に定める急速充電設備等（以下「急速充電設備等」といいます。）を使用する各特例区域等のお客さまから、急速充電設備等を新たに使用する（この特別措置の適用の申出の際現にこの特別措置の適用を受ける特例区域等において急速充電設備等を使用している場合は、新たに使用するものとみなします。）際に、この特別措置の適用の申出があり、かつ、各特例区域等が次のいずれにも該当するときは、急速充電設備等について、8（需要場所）にかかわらず、当分の間、当該それぞれのサービスエリア等につき、それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。

(イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロ(ロ)に定

める特例設備以外の負荷設備があること。

- (ロ) 次の事項について、非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。
  - a 非特例区域等について、8（需要場所）に準じて需要場所を定めること。
  - b 当社が特例区域等における業務を実施するため、27（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。
- (ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。
- (ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。
- (ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、27（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

(イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、50（一般供給設備の工事費負担金）または51（特別供給設備の工事費負担

金)にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお，Ⅶ（工事費の負担）の適用については，51（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

### 3 この供給条件の実施にともなう切替措置

供給約款，選択約款（平成28年1月15日届出。）および選択約款（平成28年4月1日実施。）（以下これらを総称して「選択約款」といいます。）によって支払いを要することとなった料金および料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金その他供給約款および選択約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合は，40（解約等）(1)に準ずるものといたします。

